



地域の皆さん・事業者・区が「地域をより住みやすく、より良いまちにしよう」と考えて協力する「協働」の取り組みが、区内に広がっています。

【担当課】 政策企画課協働推進担当
☎(5654)8177

NPO法人未来空間ほむぼむ

NPO法人未来空間ほむぼむは「障害のある方も無い方も、通所施設や仕事の帰りにふらっと立ち寄り、おしゃべりやリラックスできるたまり場を地域の中に作りたい」という想いのもと平成15年に設立されました。障害のある方が気軽に集まり、息抜きや相談ができる「交流の場」の運営を、区との協働事業として行っています。

この交流の場は、「友達ができない」「食事が作れない」「一人では出かけるのが難しい」といった悩みを持つ人たちが仕事帰りなどに参加しやすいよう、平日は午後6時から、日曜日は午前11時30分から行っています。活動内容は、カラオケ、手芸、ペン習字、料理など多岐にわたります。500円で参加者自身がメニューを決めるワンコイン料理作りでは、買い物をするところから始めます。また参加者の発案による柴又散策が行われるなど、参加者自身の自主性を尊重しながら、さまざまな活動を行っています。



【活動場所】
青戸5-14-5
【問い合わせ】
☎FAX共通
(0904)75990
<https://pomm2jindo.com/>

者からは、「休みの日に出る機会が増えた」「一緒に遊ぶ友達が増えた」などの喜びの声が聞かれます。

理事長の佐和佳江さんと永武みどりさんは、「参加者が楽しみながら学び、一人一人の希望を実現していく場として、これからもグループ活動の支援を通じて参加者自身が主体的に活動できるようにサポートしていきます」と語ってくれました。

かつしかを伝え隊

【担当課】 広報課 ☎5654-8115

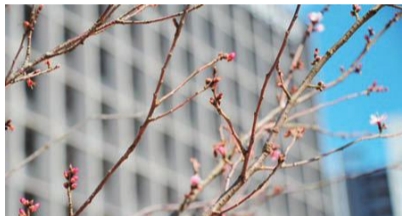
区ホームページやフェイスブック、ツイッターで発信している区の出来事の一部を紹介します。

東京2020オリンピック・パラリンピック フラッグツアー歓迎セレモニー開催



3月12日、東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー歓迎セレモニー(主催:東京都、東京2020組織委員会等)が堀切水辺公園で開催されました。スペシャルアンバサダーのTOKIO松岡昌宏さんとアテネ五輪競泳女子800m自由形金メダリストでアンバサダーの柴田亜衣さんからオリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグが、それぞれ葛飾区へ引き継がれました。

新潟県五泉市の桜が葛飾に!



2月22日、五泉市から贈られた『穂咲彼岸八重桜』を、葛飾にいじゅくみらい公園に植樹しました。

五泉市と葛飾区は、昨年10月に環境をはじめとするさまざまな分野で連携・協力するための包括協定を締結しています。桜は協定締結式に記念品として贈られたものです。

モンチッチラッピングバス 運行開始!



2月25日、モンチッチをラッピングしたバスの運行を記念して、新小岩駅東北広場でイベントを行いました。

バスは「新小岩駅東北広場～市川駅」「新小岩駅東北広場～亀有駅南口」の区間を運行し、いずれもモンチッチ公園最寄りの「上平井町」を経由します。

第3回かつしかふれあい RUNフェスタ2017開催



3月12日、堀切水辺公園をスタート地点に、第3回かつしかふれあいRUNフェスタ2017を開催しました。

当日は「かつしか観光大使」のLiLiCoさんもランナーとして参加しました。応援の方も含め、約10,000人が堀切に集まり、大会は大いに盛り上がりました。

4月6日(木)～15日(土) 春の全国交通安全運動

やさしさが走るこの街 この道路

平成28年中の区内における交通事故件数は925件で、死亡者数は4人です。
交通ルール・マナーをしっかりと守って、交通事故をなくしましょう。

【担当課】 道路管理課 ☎5654-8386

3月12日から改正道路交通法が施行されました

高齢運転者の交通安全対策の推進のため、加齢による認知機能の低下に着目した新たな制度です。

- ◆高齢運転者(70歳以上)の運転免許更新手続きの改正
 - ◆臨時認知機能検査制度および臨時高齢者講習制度の新設
 - ◆臨時認知機能検査を受けない場合などの取り消し他
- 詳しくはお近くの警察署などにお問い合わせください。

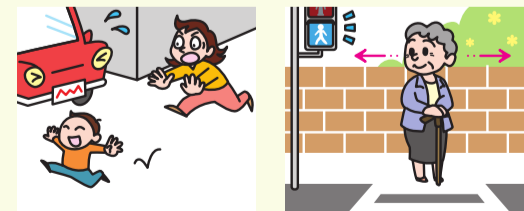
全国交通安全運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

春は通園・通学に慣れていない子どもたちが道路を行き交います。日頃から子どもたちに交通ルールとマナーについてよく話をしましょう。

高齢者の交通事故死者数は、全体の4割を占めています。遠回りになっても横断歩道を渡るよう心掛け、青信号で横断するときも必ず左右を確認しましょう。

ドライバーの皆さんは、子どもや高齢者に思いやりのある運転をお願いします。



全国交通安全運動の重点

- ◆歩行中・自転車乗中の交通事故防止(自転車については、自転車安全利用五則(右記事参照)の周知徹底)
- ◆後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◆飲酒運転の根絶
- ◆二輪車の交通事故防止

自転車を安全に利用しましょう

区内では自転車による事故の割合が高く、交通事故全体の38.5%を占めています。

自転車安全利用



- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道では左側を通行
- 3 歩道では歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- 5 大人も子どももヘルメットを着用しましょう

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為

危険行為で「違反切符による取り締まりを受ける」または「交通事故」を3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命ぜられます。受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金に処せられます。

- ★ 信号無視
- ★ 通行禁止道路(場所)の通行
- ★ 歩行者用道路での歩行者の通行妨害
- ★ 歩道通行や車道の右側通行など
- ★ 路側帯での歩行者の通行妨害
- ★ 遮断踏切への立ち入り
- ★ 交差点での安全進行義務違反など
- ★ 交差点での優先車妨害など
- ★ 環状交差点での安全進行義務違反など
- ★ 指定場所での一時不停止など
- ★ 歩道での歩行者妨害など
- ★ 制動装置(ブレーキ)不良の自転車の運転
- ★ 酒酔い運転
- ★ 安全運転義務違反

目頃から備えましょう

万が一に備え、賠償責任保険に加入するとともに、自転車の定期的な点検整備を受けましょう。自転車安全整備士が点検整備し、安全と認められた自転車には、保険の付いたTSマーク(右記)が貼付されます(点検整備は有料。有効期限は1年)。

【問い合わせ】 (公財)日本交通管理技術協会 ☎3260-3621

